

## バーゼル規制におけるオペレーショナルリスク 収集体制整備の助言サービス

バーゼル規制（バーゼルⅢ最終化）におけるILM自行推計の効用と  
収集体制整備に求められる要素

### 1. バーゼルⅢ最終化における相当額

#### ■算出方法の概要

バーゼルⅢ最終化の実施に伴い、オペレーショナルリスク相当額の算出に、標準的計測手法（以下、SMA）が導入され、2023年3月より一部適用が始まっています。

オペレーショナルリスク相当額は、財務諸表をベースとする事業規模要素（Business Indicator: BI）に内部損失乗数（Internal Loss Multiplier: ILM）を乗じることで計算します。なお、ILMについては、金融機関自ら内部で発生した損失を収集し、推計すること（ILM自行推計）が可能になっています。

BIは、バーゼルⅡの手法である基礎的手法、粗利益配分手法に用いられている業務粗利益を細分化したものであり、金利による収益（ILDC）、手数料による収益（SC）、トレーディングなどによる収益（FC）に区分し、その特徴に応じて収益が赤字の際の計算を補正しているところが特徴です。

ILMは、自行で推計する方法とILM=1とする方法があります。BIが1,000億円を超える金融機関では、自行推計は必須であり、採用に関する選択の余地はありませんが、BIが1,000億円以下の金融機関においては、任意適用となり、ILM=1とすることもできます。

#### ■ILM自行推計の概要

オペレーショナルリスクの顕在化による損失をすべて収集し、10年分の損失金額を平均します。この金額とBIの12%～15%となるBIC（Business Indicator Component）の15分の1を比較することでILMが算出され、損失額がその金額より大きければ1を超え、小さければ1を下回り、下限は損失額がゼロの場合で0.54程度となります。

ILMを自行推計するためには、損失金額（回収金額考慮後の金額ベース）が200万円を超えるものを、連結子会社を含めて網羅的に収集できる体制を構築する必要があります。仮に損失事象の件数が少ないとしても、その体制を維持する必要があり、丁寧な文書化が求められます。

### 2. 本邦の金融機関におけるILM自行推計の影響

#### ILM自行推計のメリット

##### ■ILM自行推計が自己資本比率に与えるメリット

規制導入時においては手間がかかる一方、メリットはあまり見られないものと捉えられていましたが、ILM自行推計に基づきオペレーショナルリスク相当額を算出したところ、本邦の金融機関においては総じて同額が小さくなる傾向がみられました。

既に導入した金融機関におけるILMの値は以下の通りです。本邦で活動する金融機関においてはおおよそ同様の傾向がありますが、国際的に活動する金融機関においてはILMが高くなる傾向にあると考えられます。

#### 【開示からみた自行推計によるILMの値】

	A行	B行	C行	D行	E行
ILM	0.67	0.57	0.57	0.58	0.60

ILM自行推計による自己資本比率の具体的な向上効果は、2023年導入の平均的な値であるILM=0.6を用いた場合、下表に仮定する標準的な地方銀行において0.25%となります。（自己資本比率が高いほど、オペレーショナルリスクアセットの割合が高いほど、向上効果は高くなります。なお、自己資本比率を一定に維持する場合には、以下のケースの場合73億円の自己資本が節約できます。

【標準的な地方銀行\*におけるILM自行推計の削減効果】（単位：億円）

	ILM=1	ILM=0.6	説明
オペリスクアセット	1,200	720	Bから算出されるリスクアセットに0.6を乗ずる
リスクアセットの合計	30,000	29,280	上記削減分が減じられる
総自己資本	3,000		(総資本は変わらない前提)
自己資本比率	10.00%	10.25%	オペリスクアセットの減少分に伴う比率の増加

\*中規模の地方銀行を想定し、リスクアセット3兆円のうちオペリスクの割合が4%、自己資本比率が10%の銀行を仮定

パーゼルIIにおいては、基礎的手法のリスク相当額が業務粗利益の15%であるのに対し、粗利益配分手法では業務粗利益の12%まで削減され最大2割の削減効果となりますが、実質的にはその効果は限定的でした。一方で、ILM自行推計を用いると、BICに乗じる掛け目が1から0.6まで下がり、4割の削減効果があります。そのため、リスクアセット削減効果は2倍以上となります。

#### ■レピュテーションに与えるメリット

パーゼルIIにおける粗利益配分手法は、大手金融機関（一部は先進的計測手法）および大手・中堅地方銀行、信用金庫の一部に採用され、一定程度の定性的なリスク管理体制があることを示すための有用な手段として採用されました。

ILM自行推計においても、同様に、顕在化したリスク事象を包括的に収集するという点で一定程度の体制を構築していること、また、開示において損失関連情報を示す際に、大きな損失は発生していないということを統一的な基準で示すことで、レピュテーションの向上に寄与します。

#### ■内部管理に与えるメリット

粗利益配分手法は、定性的なオペレーショナルリスク管理体制の維持を実質的に要求していたのに対し、ILM自行推計においては、顕在化したリスクの的確な収集から、定量的なオペレーショナルリスク管理体制を要求するものになり、それを通して、各部門への意思疎通を円滑にし、機動的なリスク管理へとつながるといったメリットがあります。

今後、連結子会社を多数擁し、グループ経営として様々な分野に対する業務を行っていく上では、的確かつ迅速なコミュニケーションがリスク管理においても求められます。内部損失の収集体制を構築することにより、グループリスク管理の神経系として機能することが期待できます。

#### ILM自行推計に対するハードル

上記のようにメリットが大き一方で、ILM自行推計導入は、一見負担が小さくハードルが低いと思われるケースが多くみられます。自己資本比率に影響を与える点を踏まえると、堅確な収集体制構築が求められることは言うまでもないのですが、世間的によく見られる誤解を以下に挙げます。

#### ■ネット損失額200万円超の損失発生件数の少なさと体制構築の関係

ネット損失額（回収金額考慮後の金額ベース）200万円超の損失は減多に発生せず、多くて20～30件なので、ILM自行推計のハードルが低いと思われがちです。しかし、グロス損失10万円超の損失事象を網羅的に収集することが実質的には求められます。また、少額であっても共通の原因である事象はすべてグルーピングすることが求められ、実質的に1円以上の収集が必要になるケースもあることから、データ件数が多くなりがちです。また、めったに発生しない損失事象を確実に収集する体制を維持するには一定の枠組みが必要であり、その構築に一定期間を要します。

#### ■粗利益配分手法採用とILM自行推計の関係

粗利益配分手法導入時に、内部損失データ収集体制を構築した金融機関が多くみられます。ただ、損失金額の定義がILM自行推計の際とは異なり、定義を修正した基準で収集し直すこと、会計計上日などの情報を新たに取得すること、事象の結了や回収までは記録することなど、様々な点において見直す必要があります。

### ■規制当局の承認

ILM自行推計導入には、当局の承認が必要になります。この際には、サブリスクカテゴリー毎の管理体制が十分であることなど、実質的なオペレーショナルリスク管理体制の整備が求められることも多く、また、上級管理者や担当者の規制・自行の管理体制に関する十分な理解が求められます。

### ■ILM自行推計導入後の管理体制維持

粗利益配分手法においては、CSA（統制自己評価）を導入することが主要な要件となっていますが、CSAの修正・変更はある程度金融機関の裁量により変更することが可能でした。一方で、ILM自行推計においては、内部損失データを用いて計算を行うLC計算をはじめ、オペレーショナルリスクの定義に沿った事象であるかの判定や、損失金額の正確性・包括性（網羅性）の検証の実施、新たに加わった連結子会社への制度導入などのように、定期的実施すべき項目があります。

これらのような将来的な負担を極力下げるために、自社にあった収集体制を導入時に構築し、担当者が引き継げるような文書化を行う必要があります。

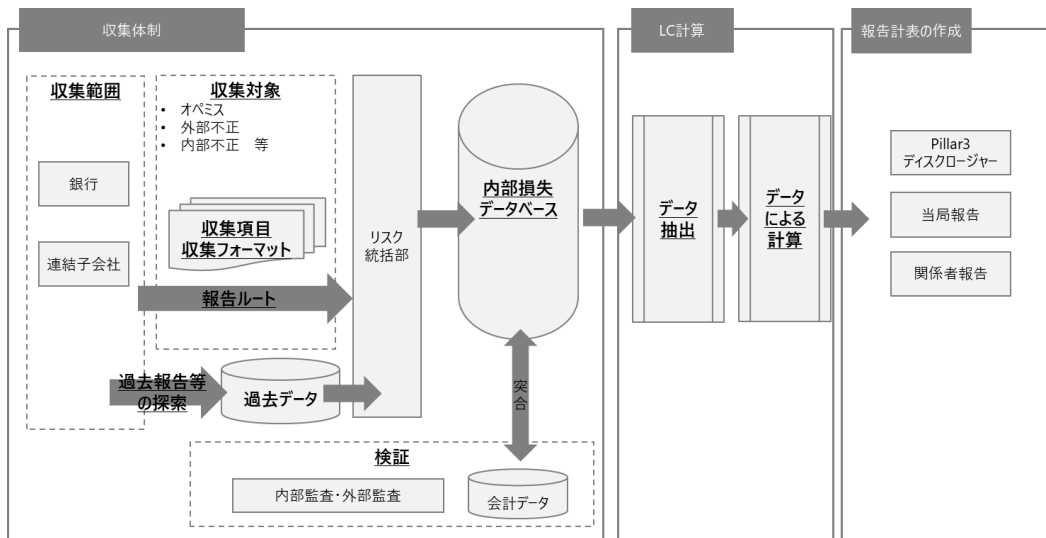
### メリットとハードルを理解した上での意思決定

ILM自行推計に求められる全体像を把握するとともに、これらのメリットやハードルを理解し、さらに、これらの体制をどのように構築していくかを理解することが、ILM自行推計導入に際する意思決定に求められます。

## 3. ILM自行推計に求められる要素

### ILM自行推計の全体像

ILM自行推計に求められる要素として、「収集体制」、「LC計算」、「報告計表の作成」の3つに区分することができます。



### ■収集体制

オペレーショナルリスクは金融機関の全部署・連結子会社に加え、外部委託先でも顕在化するものであり、発生した事象を漏れなく報告してもらう体制を構築することが必要になります。連結子会社には金融機関の管理に慣れていない会社もあることが想定され、堅確性を持った収集が求められる点を理解してもらう必要があります。

一般的には、事務リスク、システムリスク、有形資産リスクのようなサブリスクカテゴリー毎に収集ルートを定めることが多く、その場合には、グループ一体で整合的にサブリスクカテゴリーを管理していくことも重要な視点となります。

また、この収集体制は、当然ながら自己資本比率へ影響を及ぼすものであり、しっかりとした内部統制の構築が求められます。

## ■LC計算

LCは、直近10年間におけるネット損失額の平均の15倍、と極めて簡単に計算ができますが、その手前のデータ整備において複雑な処理が必要になります。例えば、同一原因による複数の事象に関する損失金額は1つにまとめ1つの会計計上日を選択する必要があること、回収金額は基本的に反映できるものの、観測期間から外れる期間の金額は計算に使用してはならないことなどが挙げられます。

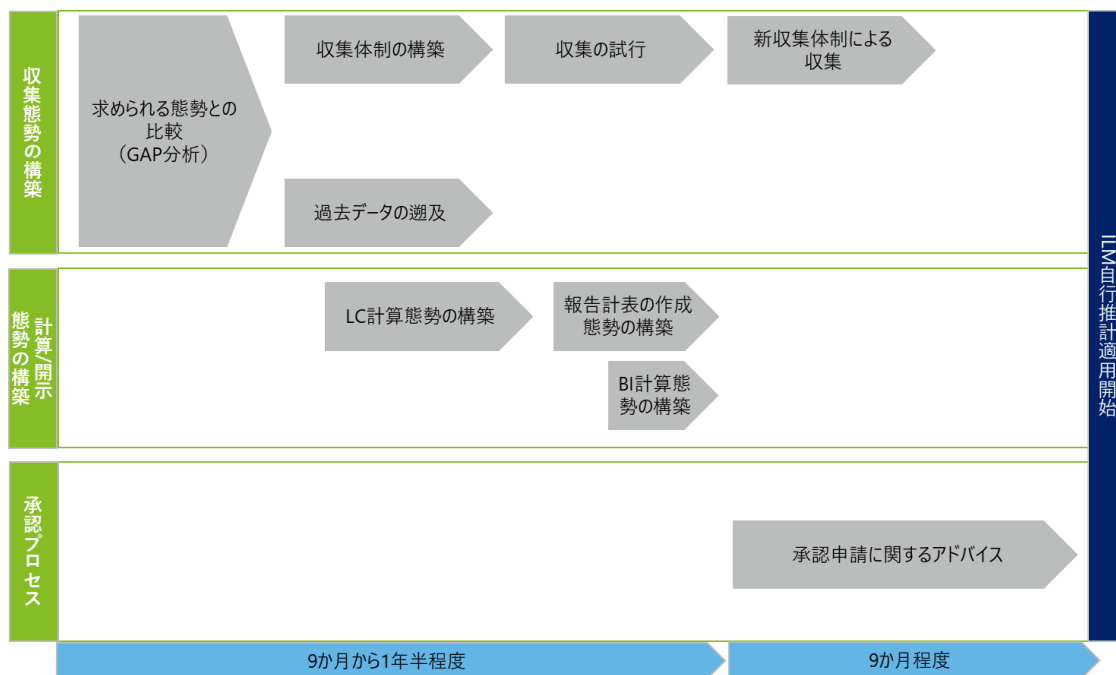
手作業によりスプレッドシートなどを用いたデータ処理を行うことは可能ですが、前回計算した時点から追加的に発生したデータのみを処理することでは足りず、全てのデータを用い毎回計算し直す必要があります。また、グループ内に自己資本比率を算出するエンティティが複数ある場合には、持株会社、銀行などのエンティティ毎それぞれに計算する必要があります。

## ■報告計表の作成

報告計表としては、第三の柱で求められる開示書式および当局に提出する内部損失データ計表が挙げられます。特に、内部損失データ計表においては、グロス10万円超のデータを提出することが求められており、その中で1つの事象は1行にまとめ、損失金額・回収金額は合計金額を記載する必要があることなどにより、LC計算に加え追加的な処理が必要になります。10年間にわたるグロス10万円超の損失件数は相応に多いことが想定され、また、手作業で実施するには判断を伴う部分が多いため、担当者変更時の引継ぎが問題になることが考えられます。

## 4. デロイトトーマツグループのサービス

デロイトトーマツグループにおいては、2008年3月期に開始された先進的計測手法から始まり、ILM自行推計に関するサービスを数十の金融機関に対し提供しています。また、信用リスクや市場リスクのリスクアセットの算定に関しても、上記を超える数のサービスを過去から実施し、オペレーショナルリスクや統合的リスクの内部管理体制の構築についても数多くのサービスを実施しております。ILM自行推計に関するサービスは、これまでの実績を踏まえ、以下のように区分して実施しております。



### 収集体制の構築

#### ■求められる体制との比較 (GAP分析)

既存の内部損失データ収集体制を活かしてILM自行推計を行うために、収集範囲・収集体制などの観点から、規制要件および先行する金融機関の状況などとの比較を行います。一般的な金融機関では、事務ミス収集システムを導入し過去から当該情報の収集は行っているものの、対象となるのは事務ミス、システムリスクが中心であり、その他のリスクについては十分定められていないことなどが課題として浮かび上がるケースが多くあります。

なお、既存の収集体制を活かすことにより負担なく導入するためにGAP分析を実施するものであり、一から構築する金融機関においては不要となります。

## ■収集体制の構築

GAP分析により得られた改善すべき項目に対し、高度化の検討を行います。定期的にミーティングを行い、改善の方向性に関する他社事例などを紹介し、改善手法を選択いただきます。例えば、データの収集の責任部署をどこにするか（リスク統括部門かサブリスクカテゴリーの担当部署か）、連結子会社の事象をどのような部署を經由して報告するか（関連会社とりまとめ部署か、リスク統括部門か）を検討して、各社にふさわしい選択を行っていただきます。

## ■収集の試行

上記により選択された手法に基づき、金融機関内において収集の試行を行います。各サブリスクカテゴリー担当部署や連結子会社の担当者に周知を行い、試行を実施します。また、試行において発生する各人の記載の不整合や、誤りについてチェックを行います。

## ■過去データの遡及

規制で求められる範囲・基準で、過去10年のデータを収集している金融機関は、先進的計測手法採用行を除けば少なく、過去に遡及してデータを収集する必要があります（買収した会社であっても同様の期間の損失データの収集が必要になります）。一般的にはどこかの部署には情報自体はあるものの散在していることが多く、それらを一定の基準で収集し、規制に準拠した形に整理する必要があります。デロイト トーマツグループは、典型的に調査すべき帳票などを示し、資料の特定や、データの調査についてアドバイスを行います。

## 計算体制の構築

### ■LC計算体制の構築

LCの計算において必要となるデータ抽出ロジック、データベースへの蓄積に係るフィールド体系、計算タイミングや各部署の役割分担などを定める必要があり、それらを文書化し、計算マニュアルとして整備することに対し助言を行います。システムを構築する場合には業務要件定義およびシステム要件定義、手作業で行う場合には、計算ツールや作業マニュアルの整備などのアドバイスを行います。

### ■BI計算体制の構築（ILM自行推計か否かを問わず全金融機関が対象）

財務の計数から算出されるBIについては、損益計算書（PL）の勘定科目とILDC、SC、FCの構成要素との紐づけを主に行いますが、勘定科目内の細分化が必要な要素もあり、各金融機関における判断が必要になります。例えば、勘定科目としての「その他業務収益」にはリース収益（ILDC）などが混入されている場合もあり、その選別が必要になります。これらに対する論点整理や助言を行います。

### ■報告計表の作成体制の構築

第三の柱における開示の数値や内部損失データ計表への出力プロセスを構築する必要があります。その際には上記と同様にシステム化するか、手作業で実施するかを選択があります。損失事象の件数が少なければ手作業で処理することも可能であり、他社状況なども踏まえ方針を選択する必要があり、その選択にあたってのアドバイスを行います。

## 承認申請に関するアドバイス

デロイト トーマツグループは、これまでのサービス提供実績から、体制構築において求められる水準などを熟知しており、それらの知見をベースにアドバイスを行います。



※貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合、本サービス内容をご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

## 有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザリー事業本部

Mail ra\_info@tohatsu.co.jp

URL [www.deloitte.com/jp/risk-advisory](http://www.deloitte.com/jp/risk-advisory)

【国内ネットワーク】 東京・大阪・名古屋・福岡

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ 法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のグローバル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係 法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係 法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係 法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフォームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー フォーム、関係 法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

2023.08\_0390



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301